

中間法律関係

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2017-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀本, 洋 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19112

【論 説】

中間法律関係

亀 本 洋

目 次

- 1 はじめに
- 2 拘束法律関係
- 3 中間法律関係
- 4 法律関係の衝突

1 はじめに

ホーフエルト図式⁽¹⁾を批判したことで知られるコクーレクの法律関係論⁽²⁾は、彼自身がホーフエルトに対する攻撃を請求権・義務関係 (**claim-duty relation**) の否定ないし不存在としての「特権」 (**privilege**) という定義に集中した⁽³⁾ こともあってか、その中心をなす最も重要な概念が理解されていないように思われる。それは、彼が **mesonomic relation** (以下「中間法律関係」と訳する。) と名づけた

(1) Wesley Newcomb Hohfeld (edited by Walter Wheeler Cook), *Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning and Other Legal Essays*, New Haven: Yale University Press, 1919. その紹介・検討として、亀本洋「ホーフエルト図式の意味と意義」法学論叢 166 巻 6 号 (2010 年) 68–93 頁、同『法哲学』(成文堂、2011 年) 120–155 頁、同「法律関係論と権利論」法学論叢 180 巻 5・6 号 (2017 年) 88–101 頁参照。

(2) Albert Kocourek, *Jural Relations*, Indianapolis: The Bobbs-Merrill Company, 1927. その一部の紹介・検討として、佐藤遼「法律関係論の史的展開 (四)」法学論叢 180 巻 1 号 (2016 年) 96–107 頁、亀本・前掲注 (1)「法律関係論と権利論」102–110 頁参照。

(3) Kocourek (*supra* note 2), Appendices 1–2 and 4–5 参照。また、亀本・前掲注 (1)「法律関係論と権利論」100、102–103 頁も参照。

法律関係である。それは、法によって支持される拘束 (**constraint**) を直接に伴う **zygnomic relation** (以下「拘束法律関係」と訳する。) と区別される。中間法律関係は、そのような拘束を直接には伴わない法律関係と定義される (61, 66-75, 131, 151, 436)⁽⁴⁾。

法律関係についてそのような区別を行った法学者は、私がかぎりコクーレクだけである。そのような区別をするかしないかによって、実定法学上の結論がそれほど異なってくるとは思われない。したがって、実務上もあまり実益はない。だからこそ、ほとんどすべての法学者によって無視されたのであろう。

コクーレク自身は、当時アメリカで有力であったホーフエルト図式の欠陥を突くという背景的目的を別にすれば、すべての法律関係を細かく分類する徹底した概念的体系化によって精密な法的思考に資するという目的のために、中間法律関係という概念を案出した。私自身は、中間法律関係と拘束法律関係の区別は、法律関係相互の衝突を法理学的に説明するのに有益だと考えている。以下、その点に重点を置いて、コクーレクの法律関係論の中核を紹介しつつ検討してみたい。(なお、原則として当時のアメリカ法を前提にして解説するが、コクーレクの基本的な考え方を理解するという目的から、日本の実定法の知識があれば十分理解できるように、日米両法の細かい違いにはあまりこだわっていない。)

2 拘束法律関係

コクーレクは、請求権・義務関係における請求権の保有者と権能・責任関係 (**power-liability relation**) における権能の保有者を合わせて主者 (**Dominus**, 略して **D**) と呼び、それぞれの関係における義務者と責任者を合わせて従者 (**Servus**, 略して **S**) と呼ぶ。請求権・義務関係 (以下、法律関係の内容をなす行為に注目して、単に「義務関係」ということもある。) において、問題となる行為は、従者 (義務者) から主者 (請求権者) へ向かう。これは **D ← S** と表記される。他方、権能・責任関係 (以下、先と同様の理由で「権能関係」ということもある。) におい

(4) 以下では、*Jural Relations* (*supra* note 2) のだいたいの該当頁をアラビア数字で本文中および脚注において括弧内に適宜付記することにする。直前の文だけでなく、その前の数文に対応することもある。

ては、行為は主者（権能者）から従者（責任者）へ向かう。これはD→Sと表記される⁽⁵⁾。

コクーレクは、法律関係の定義を考える端緒として、次のような例を取り上げている。SがDに金銭債務を負っているならば、法によって、SはDのために金銭の提供という行為をするよう要求されている。Sが要求されている行為をしないならば、Dは国家の助けを借りて、最終的にSの財産を侵害するかもしれない。これが既述の「拘束」の意味である。また、SがDの土地に侵入（trespass）したならば、Dは相当な手段を用いてSを自分の土地から排除するかもしれない⁽⁶⁾。これもまた、法の支持を得た直接的物理的「拘束」の例である（64）。

これらの請求権・義務関係と権能・責任関係は、次にのべる「中間法律関係」と区別して「拘束法律関係」と呼ばれ、それぞれD [←] S、D [→] Sと表記される。中間法律関係の場合、角括弧が丸括弧（ ）に変わる（51-54）⁽⁷⁾。

3 中間法律関係

拘束法律関係が、法律関係（legal relation）であることを疑う法学者はいない⁽⁸⁾。問題は、上記のような直接的拘束を伴わない法的関係を法律関係（jural relation）⁽⁹⁾と認めてよいか否かである。コクーレクはその例として、次の三つを挙げる（64）。

- ① DはSに暴行を犯す権能をもつ。
- ② DはSに契約の申込みをする権能をもつ。
- ③ SはDに金銭債務を負っているが、Dの効果的に訴える権能が時効にかかっ

(5) 亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」104頁、表2参照。

(6) 日本法では、そのような自力救済は原則として認められていないが、ここではアメリカ法を前提とする。

(7) 問題となっている行為が「する行為」（積極的行為）である場合、矢印の上に「+」（プラス）という記号が付記され、「しない行為」（消極的行為すなわち不行為）である場合、「-」（マイナス）という記号が付記されるが、ここでは省略した。

(8) 亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」103頁参照。

(9) 'jural relation' と 'legal relation' の異同については、亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」112頁注35も参照。目下の文脈では、'legal relation' は拘束法律関係をさし、'jural relation' は中間法律関係をも含む広い概念である。

ている。

①から③のいずれも、法が是認する直接的物理的拘束を伴うという拘束法律関係の要件をみたしていないが、法律関係の進展 (evolution) ——当該法律関係 (権能関係) の内容であるところの行為をすること——が特定の法的効果を伴うという共通の性質をもっている。コクーレクは、そのような法的関係をも法律関係とみなし、「中間法律関係」と命名したのである (67)。上記①～③について、順に説明して行こう。

①の進展は、DがSに暴行をすることであり、その法的効果は、DがSに損害賠償の義務を負うという拘束法律関係の発生である。違法な法的関係も法律関係に含めることに抵抗がある法学者も多いと思われるが、そうしないと法律関係の進展と継起を十分に説明することができない。もちろん、DはSに暴行しない義務を負っており、その義務は、暴行しないという不行為——「行為しないこと」も「行為」の一種と考えられたい——の権能を行使することによって履行される。だが、それは①で問題になっている権能の行使ではない。不法行為だけでなく、一般的な債務の履行と不履行についても、同様に履行権能の行使、不履行権能の行使として捉えられる (102-104)。

コクーレクによれば、人が義務を履行する権能をもっているならば必然的に、その義務を破る権能ももっていることになる。その理由は、法は自動機械に働きかけるのではなく、「選択の自由」——これが法律関係ではなく、単なる事実であることに注意されたい⁽¹⁰⁾——をもつ人間に対して作用するものであるからだとされる (65)。そこでいわれる「必然的」は、「論理必然的」という意味ではなく、人は法的義務に違反することがあり、それをコクーレクのように法律関係の枠組で捉えようとするならば、権能の行使とみるしかないから、義務違反権能も認めざるをえないという意味である。つまり、コクーレクの法律関係論を前提とすれば「必然的」となる、という一種の循環論法である。もちろん、コクーレクはそのような説明はしない。コクーレクは、ほとんどの法学者と同じく、論理学者がいう意味での「論理的」思考が得意な人ではない。義務違反権能がなくても、義務違反が存在しえないというだけで、義務履行が存在することとの間に論理的な矛盾はない。

②における法律関係の進展、すなわちDの権能行使、具体的にはDによるSへ

(10) 亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」110頁参照。

の契約の申込みは、①と異なり法が是認するものではあるが、直接的な拘束をもたらさない。だから、②の法律関係（権能関係）は、拘束法律関係ではない。しかし、その進展は、Sにおいて契約の承諾権能を発生させる。この権能関係も中間法律関係である。そして、Sがたまたま承諾権能を行使したら、つまり承諾したら、DとSの間に債権債務関係が発生する。これは、拘束法律関係である（65–66, 67, 72）。

Sが承諾権能を行使しない場合、つまり、承諾しない場合、当然ながら、SD間の拘束法律関係（この場合は債権債務関係）は発生しない。コクーレクは、契約の申込みを承諾しない場合を「承諾しない権能の行使」とは捉えていない点に注意されたい。その理由についてコクーレクは明言していないが、承諾権能の不行使の場合は、何事も起こらない、つまり、拘束法律関係は発生しないからであると思われる。これに対して、債務不履行をしない権能の場合、それは債務の履行権能に等しいから権能として捉えられている。債務の履行、すなわち義務権能の行使——中間法律関係の進展——は、債務——拘束法律関係に属する——の消滅という効果をもたらすからである。

以上の説明と平仄を合わせるため、不法行為の場合、説明はやや技巧的になる。承諾権能の不行使の場合と同じく、不法行為をしなければ何事も起こらないようにも見える。だが、コクーレクは、不法行為をしないという義務関係を法律関係として捉え、不法行為をしない権能を認めている。とくに何もしない人の場合、不法行為をしない権能を常時行使することによって、不法行為に関する請求権・義務関係を常時消滅させていることになる。不法行為の法律関係が、承諾権能——契約の申込みを承諾する義務はない——と異なり、義務関係⁽¹¹⁾であるところが区別のポイントである。

③の場合、DはSを金銭の支払いを求めて裁判に訴えることはできるが、Sが裁判において時効を援用したら負けてしまう。しかし、コクーレクによれば、DS間の法律関係（義務関係）は消えてしまったわけではない。Sが時効にかかった債務を履行すれば、Sの義務とDの請求権は消滅する⁽¹²⁾。Dの時効にかかった債権

(11) これが拘束法律関係か中間法律関係をコクーレクは明言していないが、彼の理論からすれば、前者とみるべきであろう。

(12) コクーレク自身は、DS間の法律関係（義務関係）が履行（正確にいうとSの履行権能の行使）によって消滅することは証明できないとして、DがSに再び支払いを求めることはできない、という履行の法的効果に注目している。

は、その意味で有効ではあるが、Sの裁判における防御権能の行使には負けるというだけである（66, 68, 124, 147, 159）。

コクーレクは、以上の例に見られるように、法的関係が法によって是認される直接的な拘束を伴わなくても、法的関係の進展が何らかの法的効果を伴うとき、そのような法的関係を中間法律関係と呼んだのである。進展する中間法律関係は、権能関係のみである⁽¹³⁾。だが、義務関係であっても、拘束がないという点に注目して中間法律関係に分類されるものもある。既述の時効にかかった債権債務関係がその典型である（159）。他方、拘束法律関係は多くの場合、義務関係であるが、前述のトレスパスに対する自力救済権能や既述の消滅時効の援用権能（159）等、拘束法律関係に分類される権能関係もあることに注意されたい。

4 法律関係の衝突

(1) 並列的法律関係

すでにのべたように、通常の法学者なら、AがBに契約の申込みをし、Bがそれを承諾したらBは自分の債務の内容をなす行為を行う義務を負う、と言うところをコクーレクは、AはBに対して申込権能をもち（中間法律関係）、申込みによってAがその権能を行使したら（進展）、Bに承諾権能が発生し（中間法律関係）、Bが承諾によってその権能を行使したら（進展）、BはAに対して義務を負う（拘束法律関係）と説明する（102-104）。この債権債務関係の発生と同時に、Bの履行権能と不履行権能が発生する。コクーレクは、これら三つの法律関係間の関係を「並列関係」（*conjunction*）と呼ぶ（104）。同一の法的行為（この場合はBの承諾）から、いずれも同時に並んで発生する法律関係であるからである。

並列関係は、AがBに債務を負うと同時にBがCに債務を負うという関係と区別される。この関係は「分離関係」（*disjunction*）と呼ばれる。分離関係の場合、この例でいえばAB間の中間法律関係の一つの進展はBC間の法律関係のいずれに

(13) 法律関係は、権能の行使に該当する行為によってだけでなく、人の出生、死亡などの事実によっても、ある意味で「進展」するが、コクーレクはそれを「進展」（*evolution*）とは呼ばない。そのような法律関係も中間法律関係であるが、本稿では取り上げない。

対しても法的効果を及ぼさない。これに対して、並列関係の場合、それ属する法律関係の一つの進展は、他の法律関係に法的効果を及ぼす。先の例でいえば、たとえば、**B**の履行権能の行使は他の二つの法律関係（**B**の不履行権能関係と義務関係）の消滅という効果をもたらす（104-105）。

並列する複数の法律関係は、主者または従者が同一である場合と、同一でない場合がある。コクーレクは、前者を「主体一致的」（**congruent**）、後者を「衝突的」（**conflicting**）と呼ぶ。彼は、法律関係相互が「主体一致的」でない場合、必然的に「衝突する」と定義しているように見える（107-108）。だが、**B**の承諾によって成立する既述の三つの法律関係において、**A**を主者とし**B**を従者とする義務関係（拘束法律関係）と、**B**を主者とし**A**を従者とする履行権能関係（中間法律関係）とは上記の定義上は「衝突的」法律関係であるが、両法律関係は、常識的な意味でもコクーレクが実際に取り上げている意味でも「衝突」していない。義務を負う者が義務を履行することは、法律関係の正常な進展であるからである。

したがって、「主体一致的」の反対概念としての「衝突的」と、法律関係相互が「衝突的」というときの「衝突的」とは意味がずれている。たしかに、債務不履行の場合、請求権の保有者は同時に裁判に訴える権能の保有者でもあり、それゆえ、両法律関係は「主体一致的」法律関係であり、訴えるかどうかは請求権保有者が決めればよいだけだから、両法律関係が衝突することはない（105）。だが、「主体不一致的」（**incongruent**）（109）法律関係とされるものであっても、「衝突」しない法律関係もあることに注意されたい。

（2） 論理的衝突

コクーレクは、法律関係間の衝突を「論理的衝突」（**logical conflict**）と「外的衝突」（**integral conflict**）に二分する。まず、より重要な前者の「衝突」から説明しよう。

コクーレクによれば、「論理的衝突とは、二つの同時的（**coincident**）法律関係における同一の行為に関する法的対立（**jural oppositions**）を意味する」（108）。「法的対立」（80-86）についてはまだ説明していないが、彼が挙げている以下の「論理衝突」の具体例（108）を解説するなかで同時に説明しよう。

- ① **B**が**A**に金銭債務を負っているときに、**B**は債務の支払いを拒絶できると

言うことができるならば、法律関係間の論理的衝突が存在する。この場合、A が B に対して持つ請求権（請求権・義務関係）と B が A に対して持つ特権（特権・不能力関係⁽¹⁴⁾）とが法的対立の一種である法的否定（*jural negative*）関係（85–86）に立つ。「特権」とは、行為（ここでは金銭の支払い）を拒絶する「権能」のことである。上記引用文における「同一の行為」とは、ここでは「金銭の支払い」である。

この例における「否定」（*negative*）という法的対立は、論理学的意味での「否定」（＝「矛盾」）ではない。請求権・義務関係の否定は、論理的には請求権・義務関係の単なる不存在と考えるべきであり、コクーレクがいう意味での「特権・不能力関係」の存在を意味するわけではない。彼のいう「特権・不能力関係」は、請求権・義務関係と独立に存在するものである。この点が、ホーフエルト図式における「特権」の定義⁽¹⁵⁾と決定的に違う点でもある。以下で登場する「否定」以外の法的対立関係も含め、対立関係が論理学的な対立関係ではなく、コクーレク独自の法律関係論に由来するものである点に注意されたい。彼は、法的に両立しない関係であって、「同一の行為」にかかわるものを「論理的」対立と考えているだけである。すでに触れたように、コクーレクは、「法的思考」をする人であって、「論理的思考」をする人ではない⁽¹⁶⁾。

② B が A に対してトレスパスしない義務を負っているときに、B はトレスパスできる——もちろん、「事実上」ということではなく、「法的に」という意味（以下でも、同様の事例について同様）である——と主張することができるならば、消極的請求権（ここでは、問題の土地に立ち入らないことを求める請求権）と積極的権能（ここでは、問題の土地に立ち入る権能）とが法的に対立する。これもまた、コクーレクのいう意味での否定関係である。問題になっている「同一の行為」とは、「土地に立ち入ること」である。一方は否定形（「立ち入らない」）、他方は肯定形（「立ち入る」）で登場し、やや奇妙な感じもするが、それは①において請求権における「金銭の支払い」と特権における「金銭を支払わないこと」とが「同一の行

(14) 権能・責任関係と本質的に同じ法律関係である。ここでは、義務がある場合、その履行を拒絶する権能（同じことだが、それをしない権能）のことを「特権」と呼び、主者のもつ「特権」に対応して従者は「不能力」をもつと定義される。亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」105–108 頁も参照。

(15) 前掲注(1)で挙げた拙稿および拙著参照。

(16) ただし、コクーレクに見られるような「法的思考」を高度な論理学によって再構成する余地はある。亀本・前掲注(1)「法律関係論と権利論」113 頁注 70 も参照。

為」の範疇で扱われたのと同様である。いちいち説明しないが、以下の例においても同様である点に留意されたい。

③ A（たとえば執行官）がBに対してその財産を差し押える権能をもっているときに、Bがその差し押えを妨げることができるならば、Aの差し押え権能と、Bの差し押えからの免除権（＝「AがBに対して負う差し押えしない義務」＝「差し押えないことをAに求めるBの請求権」）とが法的対立関係に立つ。これも、コクーレクのいう意味での否定関係である。

④ AがBの土地の通行権をもっているときに、BがAによるBの土地の通過を妨げることが（法的に）できるならば、消極的特権⁽¹⁷⁾（AがBに対してもつ、通過しないことを拒絶する——つまり「通過しないことをしない」——特権⁽¹⁸⁾）と、積極的免除権（BがAに対してもつ、Aによる通過からの免除権）とが法的に対立する。コクーレクは、この対立関係を反対関係（**contrary**）——コクーレクによれば権能と請求権の対立——もしくは小反対関係（**sub-contrary**）——コクーレクによれば特権と免除権の対立——と考えているようであるが（108–109）⁽¹⁹⁾、実は、これまでの例と同じく法的否定の関係である。AがBに対してもつ通行権を素直に「通行する権能」として捉えれば、上記③の法的対立とまったく同じ対立関係であることは即座に理解されよう。

⑤ AがBの土地の通行権をもっているときに、AがBの土地を横切ることが（法的に）できないならば、消極的特権（④におけるのと同じくAがBに対してもつ、通過しないことを拒絶する特権）と、積極的権能（AがBに対してもつ、通過

(17) 上記①で登場した「特権」とまったく同じ意味であるから、「消極的」という形容詞はないほうが整合的であるが、「特権」と免除権が「小反対」（**sub-contrary**）（81, 84）の関係にあることを明確にしたかったのであろう。

(18) 前掲注(14)で触れたように、「通過しないことをしない特権」は、「通過する権能」といつでも同じである。

(19) ④において彼が使っている用語からすれば、「小反対」と記述するのが正しいと思われるが、コクーレクは、そのあたりでは「反対」にしか言及していない。権能と特権、請求権と免除権は、それぞれ独特な意味で互いに逆（**reciprocal**）と定義されている（81–84）。これには、「～しない権能」と「～する特権」、あるいは「～しない特権」と「～する権能」とはそれぞれ同じであり、「～しないことを求める請求権」と「(相手方が)～することからの免除権」、あるいは「～することを求める請求権」と「(相手方が)～しないことからの免除権」は同じである、という含意がある。その結果、反対と小反対が区別されなくなる。コクーレクによる法的対立を表す図式（81の図2参照）は、論理的対立関係でないにもかかわらず、論理学から用語を借りているためにきわめてわかりにくい。

する権能)の不存在とが法的に対立する。この文脈でコクーレクは、「通過しないことを拒絶する特権」と「通過する権能」とが独特かつ奇妙な意味で互いに「逆」(reciprocal)であることを強調したいようであるが、もしそうなら「逆」は「同値」という意味である。したがって、この例は、コクーレクのいう「法的否定」の関係の例ではなく、論理的には同一の法律関係の存在と不存在の対立という意味での否定関係の例である。

⑥ BがAに金銭債務を負っているときに、AがBの不払いを妨げることが(法的に)できないならば、積極的請求権(ここでは「支払い」を求める請求権)と消極的免除権(ここでは「不払い」からの免除権)の不存在とが、⑤の例と同様、コクーレクがいうのとは違う意味で「否定」の関係にあることは明らかである。

⑤と⑥は、権能(もしくは特権)または請求権(もしくは免除権)が、その否定(不存在)と対立するという、同じ種類の法律関係間での(論理学的意味で)「論理的な」対立の例であるのに対して、①から④は、請求権(もしくは免除権)と特権(もしくは権能)という、種類を異にする法律関係間の対立である点に注意されたい。コクーレクが法律関係の「論理的衝突」と呼ぶのは、後者の種類の衝突のみである。そして、この衝突を中間法律関係という概念を導入して解明したことが、コクーレクの法理学への最大の貢献である。

(3) 論理的衝突の種類

すでに触れた消滅時効の例で解説しよう。AがBに対して時効にかかった金銭債権をもっているとき、AはBに対して履行の提供を求める請求権をもっている。しかし同時に、BはAに対して履行の提供を拒絶する特権をもっている(124)。これらの請求権と特権は、いわば実体法上「論理的衝突」関係にある(159)。注目すべきことに、コクーレクは、その請求権の法律関係と、その特権の法律関係とをともに中間法律関係とみなしている。

彼はまた、請求権や特権等々が中間法律関係に属するとき、その前に「単純」(simple)という形容詞を付する。まだ直接的な「拘束」を伴っていないという意味である。他方、拘束法律関係(zynomic relation)に属する請求権や特権を示す場合には、その前に「拘束的」(nexal)という形容詞を付する(51-53)。目下の例でいえば、AはBに対して「単純請求権」を、BはAに対して「単純特権」(単

純権能⁽²⁰⁾」をもっているということになる。

手続法上もある種の衝突が見られる。実体法上の債権者Aは、履行を求めて裁判に訴える「単純権能」をもっている。これに対して、債務者Bは、時効を援用してAの訴えを結果的にくじく「拘束的権能」をもっているとされる。後者の権能は、拘束法律関係に属する（124）。

消滅時効の例では、単純請求権と単純権能（履行を提供しない権能）との衝突は、論理的衝突であるが、時効にかかったAの請求権とBの時効の援用権能との衝突は、論理的衝突ではない。「同一の行為」をめぐる対立ではないからである（よって、後述の「外的衝突」の一種となる）。

論理的衝突としてはほかに、拘束的請求権と単純権能の衝突ということもありうるが、めったに現れない（159–160）。上記③の例において、Aの権能が「単純権能」であり、Bの免除権（＝消極的請求権）が拘束的請求権である場合は、その例となる。④についても、同様に考えることができる。

単純請求権と拘束的権能との衝突が一番多く見られる論理的衝突である。①において請求権が権能に劣後するなら、その例となる。②についても、同様に考えることができる。

当然のことながら、拘束法律関係相互が論理的に衝突することはありえない（159）。対立する二つの法律関係が両方とも「拘束」という事態は、法においては起こりえないからである。

(4) 外的衝突

「外的衝突」は、並列的法律関係相互の間に、コクーレクがいう意味で「論理的対立」がない衝突である。それは「同一の行為」にかかわるものではない。一方の法律関係の進展が、他方の法律関係を消滅させるだけである。たとえば、市町村が私有地の公用収用権をもつ場合がその例である。その権能が行使されると、当該私的所有権は破壊される⁽²¹⁾（110）。

(20) ここでは、特権と権能が同じものだという定義に従っている。前掲注(14)参照。

(21) 普通は、「移転する」といった言い方をするとところだが、コクーレクは **destructive**, **degenerative** といった表現を用いる。

論理的衝突の概念的事例をいくつか取り上げて、コクーレクの所論をもっと精密に検討する予定であったが、それは今後の課題として残して、遺憾ながら、ここで筆を置くことにする。

(明治大学法学部教授)